

規則及び認証書に関する証明に必要な書類

※規則及び認証書の証明を同時に受けようとする場合、①②の証明願及び⑥の手数料をそれぞれ提出してください。

③～⑤に掲げる書類については、1部提出で構いません。

① 宗教法人規則（規則変更）認証書証明願

② 宗教法人規則証明願

③ 代表役員印鑑証明書（法務局への届出印）

※代表役員又はその代務者である旨の登記がされていない場合には、当該代表役員又は代務者個人が市町村に登録した印鑑であることの証明書

④ 証明願の提出につき、責任役員会の議決

- ・ 責任役員会議事録の写し
- ・ 責任役員であることの証明書

⑤ 代表役員又はその代務者である旨の登記がされていない場合には、代表役員又は代務者に就任したことを証する書類

- ・ (例) 包括団体からの任命書の写し

⑥ 手数料

- ・ 600円分の愛知県収入証紙

※愛知県収入証紙の主な販売所（県外では販売していません。）

県庁内売店、東三河総局、各県民事務所、県内各保健所（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の各保健所を除く。）、県内各警察署、県内各市町村役場（名古屋市は各区役所のみ。）

☆ 写し（「〇〇の写し」と記載された書類）を提出する場合は、余白部分に代表役員名で原本証明をしてください。